

第4次野辺地町行財政改革大綱 実施計画

改革事項	(9) 協働の推進		イ NPO法人の設立支援等	
改革項目	公共施設管理等を指定管理できるような地域密着型事業者を育成し、管理委託料等のコストを削減する		担当部署	地域戦略課、財政課及び施設を管理する課
年度計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年度目標	事業者の育成	事業者の育成	議会説明、指定管理の公募、選考手続き、指定管理契約	3施設を指定管理
実施概要	地域運営への参加意欲の醸成や協働の必要性を啓発し、事業者の育成講座の開催やコミュニティビジネスの起こし方の相談に応じるなど団体設立の支援を行っていく。	事業体(NPO、会社)の形成。	議会説明、指定管理の公募、選考手続き、指定管理契約、引継ぎ事項の整理。	利用者に対するサービスの低下等を招いていないか確認継続。
年度計画	平成31年度(令和元年度)			
年度目標	3施設を指定管理 事業者の育成(年度目標の修正)			
実施状況及び今後の進行計画	現在のところ、指定管理を予定している施設はまだ無い状況である。 今後の指定管理への移行も視野に入れ、平成31年度(令和元年度)の柴崎地区健康レクリエーション施設の管理をNPO法人に委託したが、当該NPO法人がまだ十分に業務を遂行できない状態であったため、令和2年度からはこれまでどおり直営方式の管理に戻すこととした。 今後も、指定管理を受けようとする起業者等の情報がある場合は、支援・指導し育成に努めたい。			
問題点等	指定管理に関しての、必要性や考え方や、計画づくりには至っていない。 更に、問題点等を集約しつつ、委託ではなく指定管理制度の基本的な方向性や基盤の整備が求められる。			